令 和 ８ 年 度 採 用

軽井沢町職員採用試験受験案内

（社会人経験者）

１ 試験区分、受験資格及び採用予定人数

試験区分	受　　験　　資　　格	採　　用 予定人数
一 般 事 務 （大学卒業程度） （社会人経験者）	・昭和45年４月２日以降に生まれ、大学卒業程度の学力を有し、かつ、１つの官公庁・民間企業等で正社員としての職務経験が３年以上ある人	若干名
一 般 事 務 （高校卒業程度） （社会人経験者）	・昭和45年４月２日以降に生まれ、高校卒業程度の学力を有し、かつ、１つの官公庁、民間企業等で正社員として職務経験が３年以上ある人	
土 木 技 師 （社会人経験者）	・昭和45年４月２日以降に生まれ、１級又は２級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、民間企業等において土木工事の設計・施工管理等の職務経験が３年以上ある人	１名
主任介護支援専門員 または 介護支援専門員 （社会人経験者）	・昭和45年４月２日以降に生まれ、介護支援専門員の資格を有し、かつ、民間企業等において主任介護支援員又は介護支援専門員の職務経験が３年以上ある人	１名
建　築　士 または 宅地建物取引士 （社会人経験者）	・昭和45年４月２日以降に生まれ、１級又は２級建築士又は宅地建物取引士の資格を有し、かつ、民間企業等において建築士または宅地建物取引士の職務経験が３年以上ある人	１名

欠格次項等

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

日本国籍を有しない人

地方公務員法第16条に規定する次の欠格次項に該当する人

⑴　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

⑵　軽井沢町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

⑶　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を節制し、又はこれに加入した人

⑷　軽井沢町職員採用試験（一般事務・試験区分Ａ、Ｂ、Ｃ）との併願はできません。

2 試験科目及び内容等

⑴ 第１次試験

【日時及び会場】

区　分	日　時	会　場
第２ピリオド	令和７年６月17日（火）から令和７年６月30日（月）まで	自宅　等
第３ピリオド	令和７年８月16日（土）から令和７年８月29日（金）まで	
第４ピリオド	令和７年10月16日（木）から令和７年10月29日（水）まで	
第５ピリオド	令和７年12月16日（火）から令和７年12月24日（水）まで	

【試験科目及び内容】

試験区分	試験科目	試験の程度及び内容
一 般 事 務 （大学卒業程度） （高校卒業程度） （社会人経験者）	総合適性検査 （ＳＰＩ３）	公務員試験対策を必要としない「コミュニケーション力」「思考力・判断力」「新しい知識の吸収力」「応用力」などの基礎になる能力を測定する検査　（65分） ※インターネットに接続できるパソコン環境が必要です。 ※書類選考を行ったうえで第１次試験を実施します。
土 木 技 師 （社会人経験者）		
主任介護支援専門員 または 介護支援専門員 （社会人経験者）		
建　築　士 または 宅地建物取引士 （社会人経験者）		

⑵　**第２次試験**

試験の方法	内　　容	試験予定日
個別面接	個別面接による試験	【第２ピリオド】 ７月下旬以降の指定する１日（平日） 【第３ピリオド】 ９月中旬以降の指定する１日（平日） 【第４ピリオド】 11月中旬以降の指定する１日（平日） 【第５ピリオド】 令和８年１月中旬以降の指定する１日（平日）

※詳細は、第１次試験合格者に連絡します。
※第１次試験合格者には、最終学校成績証明書を提出していただきます。

3　受験手続

⑴　受付期間

区　分	受付期間
第２ピリオド	令和７年６月１日（日）から令和７年６月14日（土）まで
第３ピリオド	令和７年８月１日（金）から令和７年８月14日（木）まで
第４ピリオド	令和７年10月１日（水）から令和７年10月14日（火）まで
第５ピリオド	令和７年12月１日（月）から令和７年12月14日（日）まで

⑵　申込方法

軽井沢町ホームページ　職員採用情報から申し込んでください。
官公庁求人サイト「ＰＵＢＬＩＣ　ＣＯＮＮＥＣＴ」のエントリーフォーム
https://public-connect.jp/employer/1194/job/list

採用ページ

4　合格発表

第１次試験	第２ピリオド：７月上旬（予定） 第３ピリオド：９月上旬（予定） 第４ピリオド：11月上旬（予定） 第５ピリオド：１月中旬（予定）
第２次試験	第２ピリオド：８月上旬（予定） 第３ピリオド：10月上旬（予定） 第４ピリオド：12月上旬（予定） 第５ピリオド：２月上旬（予定）

※第１次試験は電子メール、第２次試験は郵送により受験者全員に合否の結果を通知します。
※合否発表の伝達方法は変更となる場合があります。

5 合格から採用まで

⑴ 最終合格者を任用候補者名簿に登載し、この名簿に記載された人の中から採用者を決定します。

⑵ 任命権者は意向確認のための提出書類等に基づき最終的に採用者を決定します。

就職意向確認の際に、健康診断書（様式指定・医療機関受検）を提出していただきます。

検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、又はこれに耐えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。

⑶ 「資格・免許」を必要とする試験区分で、試験・免許を取得できなかった場合は、採用通知の送付後であっても、採用は取り消されます。

⑷ 採用は、原則として令和８年４月１日以降になります。

⑸ 任用候補者名簿は、原則として確定した日から１年を経過すると失効されます。

6 給与等　軽井沢町給与等関係条例の規定によります。

7 その他

提出された受験申込書に記載された個人情報は、今年度の採用試験及び配置の際に必要な範囲でのみ利用しますのでご了承ください。

問い合わせ先　軽井沢町　総務課人材育成係
〒389-0192
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地１
電話：0267-45-8111（内線　207）
直通：0267-45-8802
e-mail　jinzai@town.karuizawa.nagano.jp